晴れの国・岡山ノ労働災害防止17箇条チェックリスト		チェック
第1条	経営トップ (社長・所長・工場長等) が安全への所信表明を通じた 関係者への意思の統一及び安全意識の高揚を行っているか	
第2条	危険箇所等を把握し、誰でもすぐ理解できる掲示(見える化)を行っているか	
第3条	床や通路に段差や凹凸はないか 水や油が飛び散っていないか 作業に適した靴を履いているか	
第4条	整理・整頓・清掃・清潔 (4S) が徹底されているか	
第5条	新たに雇入れた労働者、派遣労働者、外国人労働者に対して充実した 安全衛生教育を実施しているか	
第6条	作業に必要な資格(免許・技能講習・特別教育)を取得しているか 資格が必要な作業に無資格者を就労させていないか	
第7条	作業手順を定め、作業手順書を作成しているか 作業手順書をきちんと守って作業を行っているか	
第8条	高年齢労働者の体力等を考慮した職場改善を推進しているか	
第9条	ヘルメット及び保護メガネ、粉じんマスク (電動ファン付呼吸用保護具) 等、 作業に必要な保護具を備え、作業者に着用させているか	
第10条	新型コロナウイルス感染症防止対策をチェックリスト※で確認しているか ※職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト (厚生労働省HP)	
第11条	足場には手すり、中さん、幅木等があるか フルハーネス(墜落制止用器具)を正しく使用しているか 脚立の使用方法は正しいか(建設業)	
第12条	機械等ではさまれるおそれのある箇所にカバー、覆いはあるか (特に製造業) 機械等の清掃、点検、整備の時は電源を遮断し、運転を停止させているか	
第13条	機械設備、化学物質に対してリスクアセスメントを行っているか(特に製造業)	
第14条	機械設備の点検を行っているか 点検で不備が認められた場合、すぐに修理しているか(特に製造業)	
第15条	トラックの荷台等からの墜落防止を徹底しているか (道路貨物運送業) 荷主は運送ドライバーの安全を配慮しているか (安全作業連絡書の使用)	
第16条	運転業務を行う労働者の適正な労働時間等管理・走行管理を行っているか 疲労、飲酒の有無を乗務開始前に点呼によって確認しているか (道路貨物運送業)	
第17条	介助作業時に使用する福祉用具や補助機器を導入しているか 腰部に過度の負担のかかる作業では複数人で作業しているか(介護)	

岡山労働局及び各労働基準監督署が開催する講習会のご案内

【高年齢労働者の安全と健康確保に関する研修会】(津山会場) R2.11.18 津山リージョンセンターペンタホール

【溶接ヒューム等に係る新たな規則に関する説明会】(倉敷会場)R2.12.1 倉敷健康福祉プラザ、(岡山会場)R2.12.10 おかやま西川原プラザ

【石綿ばく露防止に係る新たな規則に関する説明会】(岡山会場)R3.1.20 おかやま西川原プラザ、(津山会場)R3.1.22 津山リージョンセンターペンタホール、(倉敷会場)R3.2.2 倉敷健康福祉プラザ

~それぞれの講習会の詳細は岡山労働局 HP をご確認ください~



岡山労働局

〒700-8611 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎 労働基準部健康安全課 電話 (086) 225-2013 FAX (086) 231-6471